資料④

若者が学び、活躍できるまちづくりのために

市では、若者が学び活躍できるまちづくりを進めるため、大学などとの連携やUIJターンの促進などに取り組んでいます。

大学(学生)活動拠点として活用できる施設を募集します

市では大学の誘致に取り組んできましたが、昨今の少子高齢化や人口減少社会の進展、大学キャンパスの都心回帰などで、現実的には難しい状況にあります。このような状況を踏まえ、現在「飛騨高山サテライトキャンパス(仮称)」の設置に向けた検討を進めています。

飛騨高山サテライトキャンパスとは…

大学が本部とは別に設置する一般的なサテライトキャンパス(※)ではなく、大学が共同・共有して利用することができる場を「飛騨高山サテライトキャンパス(仮称)」として位置づけ、市内におけるフィールドワークの拠点、企業や市民とのまちづくり交流の拠点として、大学側に活用してもらうことを目的としたものです。

※大学の本部から地理的に離れた場所に設置されたキャンパスのこと。

今後の流れは…

市と大学は「飛騨高山サテライトキャンパス(仮称)」の機能について検討を重ねていきます。

今回の募集は…

現時点において規模などに関わらず「飛騨高山サテライトキャンパス(仮称)」としてお貸しできる施設(空き家や空き店舗、空きスペースなど)を募集します。この取り組みに賛同いただける方で、利用可能な施設をお持ちの方はぜひ情報をお寄せください。

今後の流れは…

①施設の募集
②現地確認
③候補地選定(大学側への情報提供)
④使用手続き
⑤活用(運用開始)

募集施設

市内に立地する空き家や空き店舗、空きスペースなどで「飛騨高山サテライトキャンパス(仮称)」として利用可能な施設。

利用期間

おおむね平成28年7月～平成29年3月、または随時、大学が実際に利用する期間(1週間程度)

応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入のうえ、5月16日(月)までに窓口・FAX・MAIL

＊応募用紙は企画課(本庁4階)や各支所にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申込 問合先 企画課 ☎35-3131 FAX35-3174 Mail:kikaku@city.takayama.lg.jp
広報ID 1007205

奨学金返済支援事業補助金を創設
(最大24万円/年、最長5年支給)

申込 問合先 商工課 ☎35-3144 FAX35-3167 Mail:shoukou@city.takayama.lg.jp
広報ID 1007260

市では、市内の企業や事業所に就職した若者に対して、奨学金の返済費を支援します。

支援の要件 平成28年3月1日以降に次の①から⑤の要件に該当する方

① 奨学金を返済中の方
② 高山市外から高山市内に住民登録地を移した方(※1)
③ 高山市内の事業所(※2)にUIJターン就職または就業した35歳未満の方
④ ②か③のいずれか早い日から1年を経過していない方(※3)
⑤ 公務員でない方

※1 市内に住民登録をしたまま、市外の学校などに就学または事業所に就職・就業していた方は、市外に居住していたことが証明できるものを提示すると対象になります。

※2 市外に本社を有する事業所のうち、定期的な人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所は除きます。

※3 学卒者(中退含む)は卒業・中退した日から3年を経過していない方で、市内の事業所に就職・就業した日から1年を経過していない方。

支援の内容 奨学金返済額のうち年額24万円を限度に最大5年間助成します。なお、奨学金の返済実績を確認のうえ、半年に一度交付します。

申込方法 商工課(本庁2階)にある申請書に必要事項を記入し、奨学金の内容が分かる書類を添えて窓口に申し込む。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

市内事業所の皆様へ インターンシップ支援事業補助金を創設

市では、将来の高山市を担う若者の地元への就職・定住を促進することを目的に、インターンシップ支援事業補助金を創設しました。事業者が学生のインターンシップを受け入れた際の滞在費を一部助成します。

対象 学生のインターンシップを受け入れする市内事業者

支援対象となる経費

▷市内の賃貸住宅・借家などの家賃および共益費、敷金、礼金、仲介手数料ほか
▷宿泊施設の宿泊料ほか
※ただし、5日以上60日以内に限ります。

支援額 上記対象経費の1/3を助成

問合先 商工課 ☎35-3144

若者の新生活を応援 アパートの家賃補助

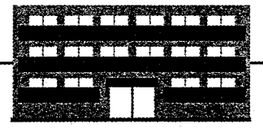

UIJターン若者定住促進事業

支給の要件

①～④の全ての要件に該当する方
① 高山市外から高山市内へ住民登録地を移した方(※1)
② 高山市内の事業所(※2)にUIJターン就職・就業された35歳未満の方
③ ①か②のいずれか早い日から1年を経過していない方(※3)
※1～※3は前ページ参照
④ 公務員でない方

対象住宅 市内にある民間の借家・アパート(勤務する事業所の官舎や社宅、社員寮、雇用促進住宅などは除きます)。

支援内容 支払った月額家賃(共益費などを除く)と附属する駐車場の借上料の合算額の1／3以内で上限1万5千円(最大3年間)。

申込方法 商工課にある申請書に必要事項を記入のうえ、賃貸契約書、離職票または履歴書、卒業証明書の写しを添えて窓口に申し込む。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

申込・問合先 商工課 ☎35-3144 FAX35-3167
広報ID 1002804